

60 障害者に対する所得保障に係る措置の実施

提出先 厚生労働省

【提案項目】

障害者総合支援法の附帯決議及び同法附則第3条に基づく、障害者の所得の確保に係る施策のあり方の検討を進め、速やかに所得保障に係る措置を講じること。

【提案理由等】

障害者の所得保障については、障害者総合支援法制定時の附帯決議及び同法附則第3条において、障害者の所得の確保に係る施策のあり方の検討を行うよう規定している。

国においては、「障がい者制度改革推進会議」（平成24年7月廃止）等において所得保障を含む障害者施策の推進に関する事項について検討が進められ、平成23年8月にとりまとめられた骨格提言では、賃金補填と所得保障制度（障害基礎年金等）のあり方について検討されるべきとの提言が出されたところである。

また、改正障害者基本法に基づき、平成24年に設置された障害者政策委員会においても、所得保障（年金や諸手当）について議論されており、新「障害者基本計画」に盛り込むべき事項として、現行の年金や諸手当等の所得保障制度全般について、総合的な検証を行うこと等の意見が、同年12月に提出されたところであるが、具体的な措置は示されておらず抜本的な解決に至っていない。